

平成28年第4回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成28年12月6日午前9時30分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 松井孝恵 | 2番 | 谷端清 |
| 3番 | 樫木正行 | 4番 | 山本明生 |
| 5番 | 九鬼裕見子 | 6番 | 大石哲雄 |
| 7番 | 畑山豊 | 8番 | 奥田誠 |
| 9番 | 沖田公子 | 10番 | 榎本敏 |
| 11番 | 木本眞次 | 12番 | 吉田盛彦 |

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 森岡真輝 局長補佐 十河貴子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

| | | | |
|--------|-------|--------|------|
| 町長 | 小出隆道 | 副町長 | 山本敏章 |
| 教育長 | 梅本昭二三 | 会計管理者 | 水口和洋 |
| 総務政策課長 | 福田睦巳 | 総務政策課員 | 谷本芳朋 |
| 総務政策課員 | 樫原基史 | 総務政策課員 | 平尾好孝 |
| 企画員 | | 企画員 | |
| 税務課長 | 橋本秀行 | 産業建設課長 | 菅谷雄二 |
| 産業建設課員 | 川口孝志 | 住民生活課長 | 原宗男 |
| 企画員 | | 住民生活課員 | |
| 住民生活課員 | 中松秀夫 | 企画員 | 栗田信孝 |
| 企画員 | | 住民生活課員 | |
| 企画員 | 宮本真里 | 企画員 | 木村陽子 |

| | | | |
|---------------|---------|-----------------|---------|
| 上下水道課長 | 三 栖 啓 功 | 上下水道課 企 画 員 | 坂 本 巖 |
| 教育委員会 総務課長 | 家 高 英 宏 | 教育委員会 生涯学習課長 | 新 堀 浩 士 |

○本日の会議に付した事件

- | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第 72号 | 平成27年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 議案第 73号 | 平成27年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 議案第 74号 | 平成27年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 議案第 75号 | 平成27年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 議案第 76号 | 平成27年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 議案第 77号 | 平成27年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について |
| 日程第 10 | 議案第 78号 | 平成27年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について |
| 日程第 11 | 議案第 79号 | 平成27年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について |
| 日程第 12 | 議案第 80号 | 平成27年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について |
| 日程第 13 | 議案第 81号 | 平成27年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について |
| 日程第 14 | 議案第 82号 | 平成27年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定について |
| 日程第 15 | 議案第 83号 | 平成27年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について |

- 日程第16 議案第 84号 平成27年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第 85号 平成27年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について
- 日程第18 議案第102号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第103号 上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第104号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第105号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第106号 上富田町学校給食センター条例
- 日程第23 議案第107号 平成28年度上富田町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議案第108号 平成28年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第109号 平成28年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第110号 平成28年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第111号 平成28年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第112号 平成28年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第113号 平成28年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第114号 平成28年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第115号 平成28年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第32 議案第116号 物品購入変更契約の締結について（トレーニング器具）
- 日程第33 議案第117号 物品購入契約の締結について（給食配送車）
- 日程第34 議案第118号 土地取得について
- 日程第35 議案第119号 町道路線の認定について

△開 会 午前9時30分

○議長（山本明生）

皆さん、おはようございます。

平成28年第4回定例会を開催するに当たり、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回上富田町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本明生）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において11番、木本眞次君、12番、吉田盛彦君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（山本明生）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの9日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、会期は9日間に決しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（山本明生）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

諸般の報告をいたします。

平成28年9月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した12月定例会の説明員については、お手元に配付していますのでよろしく願いいたします。

また、各常任委員会の所管事務調査報告書と地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についての陳情書をお手元に配付しておりますので、お目通しください。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日12月6日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本明生）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成28年第4回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

さて、本年も師走に入り年の瀬を感じるきょうこのごろですが、振り返ってみますと、4月には熊本県を震源とする地震、10月には鳥取県を震源とする地震が発生しました。台風の上陸数も6回と多く、東北、北海道にかけてのルートが台風の通り道となり、西日本に比べて大雨が少ないとされていた東北や北海道で局地的な豪雨による被害が発生しました。本町でも9月には10分間で24.5ミリの猛烈な雨量を観測し、床下浸水の被害が出ています。

町では、自然災害や大規模災害に備え地域防災計画の本格的な見直しを実施し、職員には、防災や災害時に必要な資格を取得させてきました。しかし、大規模災害が発生した場合、町職員だけでは住民の皆さんの生命や財産を守ることができないことから、住民の皆様に協力を、お互いの安全を守るための自主防災組織の組織率の向上と充実を図る取り組みを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、世界に目を向けますと、アメリカ大統領選挙で共和党候補のドナルド・トランプ氏が民主党候補のヒラリー・クリントン氏を破り、来年1月20日に第45代の大統領に就任することが決定しました。政治や公職の経験のない人物が大統領選に勝利するのは米国史上初めてのことで、日本などの同盟の見直しを公言していることから、新政

権の方針を慎重に見分ける必要があります。

さて、本定例会に上程しご審議をお願いします議案につきましては、平成27年度の一般会計特別会計の歳入歳出決算認定が14件、条例の制定が1件、条例の一部改正が4件、平成28年度の一般会計特別会計の補正予算が9件、物品購入変更契約の締結が2件、土地取得が1件、町道路線の認定が1件の計32件であります。

なお、追加議案としましては、固定資産評価審査委員会委員の選任に関する人事案件が1件、上富田町朝来財産区管理委員会委員の選任に関する人事案件が2件、上富田町農業委員会委員の選任に関する人事案件8件を本定例会に上程させていただきますので、何とぞご承認を賜りますようお願いいたします。

それでは、諸議案につきまして、その概要を申し上げます。

議案第72号から議案第80号までの案件につきましては、平成27年度上富田町一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算認定についてであります。

決算審査特別委員会におきまして慎重なる審議と審査をいただいております。何とぞ本議会におきまして承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第102号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案と、議案第103号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案の2議案につきましては、本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会の勧告による給与改定に準じて、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第104号につきましては、上富田町税条例の一部を改正する条例案でございます。

この条例は、所得税法及び地方税法の一部を改正する総務省令が公布されたことに伴いまして、個人町民税及び法人町民税に関する延滞金の計算期間の見直しや、特定一般用医薬品等の購入費に係る医療費控除の創設等であります。

次に、議案第105号につきましては、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案でございます。

この条例は、所得税法の一部改正に伴いまして、住民税の課税特例として特例適用利子等の額及び特例適用配当金の額が分離課税となりますが、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に係る総所得につきましては、従来どおりとするための所要規定の整備であります。

次に、議案第106号につきましては、上富田町学校給食センター条例案でございます。

この条例は、上富田町学校給食センター設置に伴い、管理運営に必要な事項を定めるため本条例を制定するものであります。

次に、議案第107号につきましては、平成28年度上富田町一般会計補正予算（第5号）でございます。

今回、補正前の額に1億7,559万4,000円を追加し、予算総額を62億3,999万8,000円と定めます。なお、今回の補正に当たり職員の異動及び給料改定に伴う職員給与費等につきましては、全般的に補正措置をしております。

補正予算の主な内容は、総務費で庁舎の改修に係る調査委託料としまして100万円、民生費では、特別会計介護保険の繰出金として1,163万3,000円、土地購入費で1,900万円、臨時福祉給付金として5,700万円を措置しています。農林水産業費では、地域ため池総合整備事業負担金で375万円を追加措置、担い手確保経営強化支援事業補助金で961万2,000円を措置、消防費では消防事務業務委託料として873万2,000円の減額措置、教育費では広域入所認定こども園運営負担金として385万7,000円を追加措置しております。

一方、歳入につきましては、国県補助金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入を見込んで措置しております。

次に、議案第108号につきましては、平成28年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）でございます。

今回、補正前の額に6,732万8,000円を追加し、予算総額を23億5,475万2,000円と定めます。補正予算の主な内容は、賦課徴収費で、職員の異動に伴いまして113万7,000円を減額、一般被保険者療養給付金で4,877万4,000円、過年度療養費負担金返還金で1,955万1,000円を追加措置しています。

次に、議案第109号につきましては、平成28年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）でございます。

今回、補正前の額に8,868万2,000円を追加し、予算総額を15億2,440万4,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、保険給付金で8,864万1,000円を追加し、公債費で1,150万円を減額措置しています。

次に、議案第110号につきましては、平成28年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）でございます。

今回、補正前の額に291万6,000円を追加し、予算総額を2億7,772万1,000円と定めます。

補正予算の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金で207万7,000円、保健衛生普及費で人間ドック補助金で26万6,000円を措置しております。

次に、議案第111号につきましては、平成28年度上富田町特別会計宅地造成事業

補正予算（第2号）でございます。

今回、補正前の額に2,763万5,000円を追加し、予算総額を4億7,041万8,000円と定めます。

補正予算の主な内容は、人件費1名分を一般会計予算に組み替え措置と、朝来峠用地造成工事等に伴う公有財産購入費で3,000万円を措置しています。

次に、議案第112号につきましては、平成28年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）でございます。

今回、補正前の額に88万8,000円を追加し、予算総額を922万1,000円と定めています。

補正予算の主な内容は、繰上償還に伴う奨学基金積立金の増額と、奨学貸付金の減額を措置しております。

次に、議案第113号につきましては、平成28年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）でございます。

今回、補正前の額に307万円を追加し、予算総額を1億9,698万4,000円と定めます。

補正予算の主な内容は、施設維持管理費に係る修繕等を措置しております。

次に、議案第114号につきましては、平成28年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第3号）でございます。

今回、補正の額から23万6,000円を減額し、予算総額を3億6,842万5,000円と定めます。

補正予算の主な内容は、人事異動に伴います人件費の減額と、施設維持管理費に係る修繕料を措置しております。

次に、議案第115号につきましては、平成28年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

今回、既定予算額に527万3,000円を追加し、予算総額を9億4,061万4,000円と定めます。

補正予算の主な内容は、水道料金の減額と人事異動に伴う人件費を追加措置しております。

次に、議案第116号につきましては、物品購入変更契約の締結についてでございます。

これはトレーニング機器でございます。本議案は、平成28年9月議会定例会でご承認をいただきました物品購入契約の物品追加購入に伴いまして、変更契約の締結を行うものでございます。

変更契約の主な内容は、スポーツサロンの床のフロアマットを設置するために562万2,890円を増額し、契約金額を4,012万4,239円とするものでございます。

次に、議案第117号につきましては、物品購入契約の締結（給食配送車）でございます。

今回、給食配送車2台を購入するため4社の指名競争入札により、和歌山日野自動車株式会社田辺支店と992万2,484円で契約を締結するものでございます。

次に、議案第118号につきましては、土地の取得でございます。

今回、給食センターの用地として上富田町朝来字飛曾川3871番地の16ほか3筆を株式会社目良組から土地6,260平米を取得するもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第119号につきましては、町道路線の認定であります。

本議会は、はるかぜ線延長126.5メートル、はるかぜ支線27.3メートル及び中島方鹿支線延長67.5メートルについて町道の認定をお願いするものでございます。

以上が、本定例会に上程します諸議案の概要でございます。

詳細につきましては担当課長、企画員が説明しますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

△日程第4 議案第72号～日程第17 議案第85号

○議長（山本明生）

この際、日程第4 議案第72号、平成27年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第17 議案第85号、平成27年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件まで14件を一括議題とします。

決算認定の件については、決算審査特別委員会においてご審議を賜っております。お手元に配付してありますとおり決算審査報告書が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

平成28年12月6日、上富田町議会議長、山本明生殿。

決算審査特別委員会委員長、大石哲雄。

決算審査報告書。

平成28年第3回（9月）定例会において本委員会に付託された各会計の決算認定に

については、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。
記。

1、議件。

議案第72号、平成27年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第85号、平成27年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてまでの14件。

2、審査結果。

議案第72号から議案第84号までを認定とし、議案第85号について可決及び認定とする。

3、審査年月日。

平成28年9月16日、10月7日、10月12日、10月13日、10月14日、10月17日、10月25日、11月4日。

4、審査内容は別紙のとおり。

以上です。

○議長（山本明生）

本件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、6番、大石哲雄君。

○6番（大石哲雄）

決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

決算審査特別委員会に付託されました議案第72号、平成27年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第85号、平成27年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、審査の結果をご報告いたします。

本委員会は、9月12日の本会議において設置され、同時に議案第72号から議案第85号を付託され、同日委員長に私、大石哲雄が、副委員長に松井孝恵委員が選任されました。

9月16日から延べ8日間にわたり委員会を開催し、決算書、主要施策の成果に関する説明書、各種参考資料に基づき関係当局から詳細な説明を受け、適切な予算執行が効率的に行われたか慎重な審査を行ったものであります。

その結果につきましては、平成27年度一般会計決算認定及び各種特別会計決算認定につきましては、報告書に記載のとおり細かく議論をした結果、全て認定すべきものと決定いたしました。

町当局におかれましては、当委員会が出された意見を真摯に受けとめられ、次年度予算の編成執行に生かされるよう、また今後とも町民ニーズの変化や時代の要請に的確に

対応できるよう施策、事業の計画的推進、重点化及び効果的な財源配分に努めていただきたいと思うところであります。

以上をもちまして決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（山本明生）

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより決算に係る各議案に対する質疑、討論、採決を順に行いますが、質疑については委員長の事件の審査経過と結果報告のみに限定されます。事件そのものに対する質疑は町当局に対する質疑となり、委員長への質疑は原則として許可できませんので、その点よろしくお願いいたします。

日程第4 議案第72号、平成27年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

議案第72号、平成27年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論をします。

消費税増税は、社会保障充実のためと説明し増税してきました。27年度決算を見ると、地方消費税交付金が2億4,584万1,000円交付され、一般財源に組み込まれています。しかしこの間、上富田町の福祉は前進したでしょうか。

上富田町は人口がふえているまちですが、基本目標から考えてみると、子育て世代の願いに応えた施策十分であると言い切れません。また、高齢になったとき住みなれた地域で安心して元気で住み続けられる環境整備が、整っていると切り切れません。

そういったことから、平成27年度決算認定には反対です。

これで反対討論を終わります。

○議長（山本明生）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第72号、平成27年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。起立無理な方は挙手でも結構です。

(賛成者起立・挙手)

○議長(山本明生)

起立・挙手多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第5 議案第73号

○議長(山本明生)

日程第5 議案第73号、平成27年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、九鬼君。

○5番(九鬼裕見子)

議案第73号、平成27年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定に

ついて、反対討論をします。

国保税の4分の1が収入未済額になっています。平成27年度の国民健康保険税は、所得250万円40歳代夫婦未成年の子供2人の4人世帯で計算した場合、上富田町の国保税は45万2,900円となっています。また、資格証明書が37世帯、1カ月短期証が152世帯と、189世帯の方々が国保税を十分に支払えず医療にかかりづらい実態です。原因は高過ぎる国保税となっているからです。

国は27年度国民健康保険への財政支援の拡充として2,800万円の支援がありました。が、これでは十分ではなく、低所得者にとっては重くのしかかっています。

国保証がなく医療に十分かかれない方々が、また支払っていても重くのしかかる住民の方々のことを考えたとき、軽減措置がされているとしても十分ではありません。

よって、国保会計決算認定には反対です。

これで反対討論は終わります。

○議長（山本明生）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第73号、平成27年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第6 議案第74号

○議長（山本明生）

日程第6 議案第74号、平成27年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

議案第74号、平成27年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について、反対討論をします。

宅地造成会計は翌年度への繰上充用金3億4,595万2,778円を補填した決算となっています。参考資料から見ても高額な値段での土地購入や、町の保有地がたくさんあり不要不急の土地購入が多過ぎると考えます。

よって、この決算認定には反対です。

これで反対討論を終わります。

○議長（山本明生）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

1番、松井君。

○1番（松井孝恵）

私は、この議案第74号、平成27年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について賛成をいたします。

理由なんですけれど、収入と歳出と決算だけ見ていたら、若干そういう九鬼議員がおっしゃったようなこともあるんかもわかりませんが、しかしよく住民の皆さんが言うことは、家を建てるところもつくってほしいし企業も呼んでほしいとこうおっしゃるわけなんです。そうすると、当然埋めるところもつくらなあかんし、バランスを考えてやっていかなあかんわけです。

それによって結局、上富田町は人口もふえたりとか、企業が来て収入がふえたりしているわけで、これはもっと私から言わせれば、大いに進めるべきだと考えております。

よって、この認定結果について賛成の意見を表明いたします。

○議長（山本明生）

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

反対討論なしと認めます。

次に賛成討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第74号、平成27年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第7 議案第75号

○議長（山本明生）

日程第7 議案第75号、平成27年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第75号、平成27年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第8 議案第76号

○議長(山本明生)

日程第8 議案第76号、平成27年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第76号、平成27年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 9 議案第 77 号

○議長（山本明生）

日程第 9 議案第 77 号、平成 27 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第 77 号、平成 27 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第 10 議案第 78 号

○議長（山本明生）

日程第 10 議案第 78 号、平成 27 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第78号、平成27年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第11 議案第79号

○議長(山本明生)

日程第11 議案第79号、平成27年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第79号、平成27年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本明生）

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第12 議案第80号

○議長（山本明生）

日程第12 議案第80号、平成27年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

議案第80号、平成27年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定についての反対討論をします。

平成27年度は、介護保険料が値上げとなった年度です。年金生活者にとっては、年金天引きのため負担が重くても有無も言えない状況です。滞納になっている方は普通徴収の方ですが、生活保護世帯や低年金の方々ではないかとうかがえます。

今後も介護保険料は見直しの時期があり、そのたびに値上がりとなります。知事会でも要望を出していると聞きますが、国の負担割合をあと5%ふやせば、保険料の値上げやサービスの抑制を抑えることができると言われています。

平成27年度決算は、低所得の方々にも重くのしかかっている状況がうかがえる決算

ですので、この決算認定には反対します。

これで反対討論を終わります。

○議長（山本明生）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第80号、平成27年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第13 議案第81号

○議長（山本明生）

日程第13 議案第81号、平成27年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

5番、九鬼君。

○5番（九鬼裕見子）

議案第81号、平成27年度上富田町特別会計後期高齢者医療保険歳入歳出決算認定について。

そもそも後期高齢者医療保険は、高齢者に痛みを感じてもらおうとして保険制度を別枠にして始まった医療保険制度です。平成27年度の未収を見たとき、普通徴収の方で年金額がわずかであることがうかがえます。平成27年度決算の徴収率は99%になっていますが、お金のあるなしにかかわらず医療にかかることが大切です。

よって、この決算認定には反対です。

これで反対討論を終わります。

○議長（山本明生）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

賛成討論なしと認めます。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山本明生）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第81号、平成27年度上富田町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山本明生）

起立多数であります。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第14 議案第82号

○議長（山本明生）

日程第14 議案第82号、平成27年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算

認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第82号、平成27年度上富田町特別会計診療所事業歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第15 議案第83号

○議長(山本明生)

日程第15 議案第83号、平成27年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第83号、平成27年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第16 議案第84号

○議長(山本明生)

日程第16 議案第84号、平成27年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第84号、平成27年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、本件については認定することに決しました。

△日程第17 議案第85号

○議長(山本明生)

日程第17 議案第85号、平成27年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本明生)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第85号、平成27年度上富田町水道事業会計剰余金処分及び決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものです。

お諮りします。

この決算は委員長の報告のとおり可決及び認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、本件については可決及び認定することに決しました。

暫時休憩します。午前10時30分まで休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時29分

○議長（山本明生）

再開します。

△日程第18 議案第102号～日程第35 議案第119号

○議長（山本明生）

日程第18 議案第102号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程度35 議案第119号、町道路線の認定についての件まで18件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

おはようございます。

私からは議案第102号と議案第103号についてご説明申し上げます。

議案第102号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の給与等に関する条例の一部改正。

今回の改正につきましては、本年度の人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告による給与改定に準じて本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正条文をお願いいたします。

改正条文は、第1条と第2条で構成しております。

第1条、職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「100分の80」を「、6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90」に改める。

この改正は勤勉手当を年間0.1カ月分引き上げることが定めております。

次に、第8条第1項中「別表」を次のように改める。

こちらは給料表の改正でございます。

改正の内容は、公務員給与と民間給与との較差を埋めるため、奉給表の水準を引き上

げるものでございます。

今回の改正により、上富田町の場合、平均0.23%の引き上げとなります。

次に、5ページをお願いします。

第2条 職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第20第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の80、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の85」に改める。

こちらも勤勉手当に関する改正で、6月分と12月分の支給率の変更でございます。

附則第1項で、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。としてございます。

附則第2項で、第1条の規定は平成28年4月1日から適用する。

附則第3項で、給与の内払の規定を定めています。

なお、参考資料としまして、6ページから第1条関係、10ページから第2条関係の新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第103号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましても、議案第102号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案と同様に、給与について所要の措置を講じた一部改正でございます。

5ページをお願いします。

附則第1項で、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するとしてございます。

附則第2項で、給与の内払の規定を定めております。

6ページ目から新旧対照表を添付していますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

税務課長、橋本君。

○税務課長（橋本秀行）

おはようございます。

私のほうからは議案第104号と議案第105号についてご説明いたします。

議案第104号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町税条例の一部改正。

上富田町税条例の一部を次のように改正する。

この改正につきましては、所得税法等及び地方税法等の一部が改正する総務省令が公布されたことに伴いまして上富田町税条例の一部を改正する条例案の承認を求めるものでございます。

それでは、今回の改正案についてご説明いたします。

今回の改正内容につきましては、個人町民税、法人町民税、固定資産税に関する内容で、全体で改正ポイントは4点あります。

まず、1点目の延滞金の計算期間の見直しについてですが、議案書の1ページから3ページに掲載しております。

それでは、各改正内容の主要部分につきましてご説明いたしますので、新旧対照表の12ページをお願いいたします。

主なものとしましては、第43条についてですけれども、個人町民税の賦課額の変更等に係る延滞金の徴収の規定となっております。

第1項から第3項中に新設の4項の規定に係る字句の整理を行っております。

第4項の改正内容としまして、当初申告納税額が修正申告等により減額更正した後にさらにまた増額更正が行われた場合には、その期間は延滞金を課さない規定を追加しております。

ただし、当町での事例はほとんどないため、規定の整備的な意味合いの改正となっております。

なお、14ページから18ページに掲載しております第48条、50条の法人町民税に関する改正内容につきましては、同じ意味合いの規定となっておりますので割愛させていただきますので、お目通しのほどをよろしくをお願いいたします。

次に、2点目の医療費控除の創設につきましては、19ページをお願いいたします。

改め文規定は4ページの上段に記載しております。今回は19ページで説明いたします。

附則第6条の規定は、町民税の医療費控除の特例を定めたものでありまして、自主服薬推進のためにスイッチOTC薬を年間1万2,000円を超えて支払った場合に所得控除する規定となっております。

上限は8万8,000円で、医療費の購入期間は平成29年1月1日から平成33年12月31日となっております。これは地方税法の附則第4条の4の3項の読みかえ規定という法律となっております。ただし、この特例の規定を受ける場合には従来からの医療費控除を受けることができませんので、どちらか選択となります。

次に、3点目の固定資産税のわがまち特例割合に伴う規定の整備等についてですが、19ページ中段をお願いいたします。

改正改め文は4ページ中段となっております。

附則第10条の2の改正内容は、電気事業者による特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準額にわがまち特例で規定した軽減割合を乗じ、税負担の軽減を図る規定となっております。

条例の所要規定の整備としまして、附則第15条第2項第6号を附則第15条第2項第7号に改め、軽減割合の3分の2を4分の3に改め、同条に次の5項を加えております。また、新たに5項を創設したことによる項番号の整備等となっております。

特定再生可能エネルギー発電設備の新設5項の内容につきましては、2項は太陽光設備、3項風力設備、4項水力設備、5項地熱設備、6項はバイオマス設備の規定となっております。

次に、4点目の個人住民税所得割の課税標準の改正についてですが、恐れ入ります、21ページをお願いいたします。

改め文につきましては、5ページから8ページに掲載しております。

所得税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、同法第8条により外国人等の国際運輸業に係る所得に対する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の改正となります。

改正内容ですが、特例適用利子等及び特例適用配当については分離課税により前年度中の利子及び配当に係る所得額に100分の3の税率を乗じた金額を町民税の所得割として課税するものでございます。

特例適用利子等及び特例適用配当とは、町内に住所を有する個人が外国の金融機関から受けとる利子及び配当所得のことを言います。当町においては、該当者はほとんどないと思われ、規定の整備的な意味合いの改正となっております。

所要規定の整備として、附則第20条の次に附則第20条の2として1条を加えるものでございます。また、それに伴い条ずれが生じますので、25ページから29ページ

の内容のとおり所要の整備を行っておりますので、お目通しをお願いいたします。

恐れ入りますが、8ページにお戻りください。

なお、附則において、この条例は平成29年1月1日から施行するとしております。

また、2条に町民税、3条に固定資産税に関する経過措置を定めておりますので、お目通しのほどをよろしくをお願いいたします。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第105号につきましてご説明いたします。

議案第105号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年12月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

それでは、条例案についてご説明いたします。

改正の根拠につきましては、さきに説明いたしました議案第104号の町税条例の一部改正と同様に外国の金融機関から受けとる特例適用利子及び特例適用配当を分離課税し、町民税の所得割として課税する規定となっております。

また、町民税の改正に伴いまして特例適用利子と特例適用配当の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるための規定でございます。

なお、町税条例の場合と同様、該当者はほとんどないものと思われ、規定の整備的な意味合いの改正となっております。

所要規定の整備としまして、附則第15項を第18項とし、第14項を第17項とし、第13項の次に課税特例の2項を加える改正となっております。また、項番号のずれの整備を行っております。新旧対照表3ページ、4ページに掲載しておりますので、お目通しのほどをよろしくをお願いいたします。

恐れ入りますが、2ページをお願いいたします。

なお、附則第1条において、この条例は平成29年1月1日から施行することとなっております。

また、2条において適用区分を定めておりますので、お目通しのほどをよろしくをお願いいたします。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本明生）

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

私からは議案第106号について説明申し上げます。

議案第106号、上富田町学校給食センター条例。

上富田町学校給食センター条例を別紙のように制定する。

平成28年12月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町学校給食センター条例（案）。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条、教育機関の設置の規定に基づいて制定するもので、第1条で学校給食の調理等を共同で調理するため給食センターを設置することを定めています。

第2条で名称並びに位置、給食の対象校を明記しています。

第3条で教育委員会が管理すること、第4条で給食用物資の調達、調理、配食、その他必要な事業を行うこと、第5条で必要な職員を給食センター内に置くこと、第6条で運営委員会を設置し、センターの運営について検討、協議すること、第7条で運営委員会の委員数を30名以内として委員は保護者、学校、有識者等から教育委員会が委嘱すること、第8条で委員の任期を1年とすること。

次のページをお願いいたします。

第9条で役員について定めており、委員長、副委員長は委員のうちから互選すること、第10条で会議について定めており、会議は委員長が必要に応じて招集し、委員の半数以上の出席で会議の開催ができ、出席委員の可半数以上で議決すること、また必要に応じて委員以外の者を出席させることができることを定めています。

第11条で教育委員会総務課内で庶務を処理することを定めており、第12条で必要な事項は運営委員会規則で定めることとしています。

附則でこの条例は公布の日から施行するとしている条例となります。

以上、何とぞご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山本明生）

総務政策課企画員、樫原君。

○総務政策課企画員（樫原基史）

よろしくをお願いいたします。

私からは議案第107号につきましてご説明いたします。

議案第107号、平成28年度上富田町一般会計補正予算（第5号）。

平成28年度上富田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,559万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億3,999万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、14款国庫支出金では、補正前の額に7,622万6,000円を追加し、7億1,774万円と定めてございます。

15款県支出金では、補正前の額に2,329万8,000円を追加、16款財産収入では補正前の額に19万円を追加、17款寄附金では補正前の額に65万円を追加、18款繰入金では補正前の額から177万円を減額、19款繰越金では補正前の額に7,667万4,000円を追加、20款諸収入では補正前の額に32万6,000円を追加、歳入合計では補正前の額に今回1億7,559万4,000円を追加し、62億3,999万8,000円と定めてございます。

次に、歳出につきまして、1款議会費では補正前の額に185万9,000円を追加し、8,661万円と定めてございます。2款総務費では補正前の額に2,559万円を追加、3款民生費では補正前の額に1億4,150万1,000円を追加、4款衛生費では補正前の額から562万5,000円を減額、5款農林水産業費では補正前の額に1,257万3,000円を追加、6款商工費では補正前の額に305万1,000円を追加、7款土木費では補正前の額に1,821万8,000円を追加、8款消防費では補正前の額から756万7,000円を減額してございます。

次のページをお願いいたします。

9款教育費では補正前の額から1,408万6,000円を減額、歳出合計では補正前の額に今回1億7,559万4,000円を追加し、62億3,999万8,000円と定めてございます。

次の5ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

総括につきまして、このページから7ページまでの明細につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして、歳出のほうからご説明いたしますので、14ページをお願いいたします。

14ページ、歳出につきまして、今回の補正は全般的に給与費等の改定及び人事異動に伴う職員給与費等の補正を行ってございます。

1款議会費では185万9,000円を追加、職員給与費の増額と研修会のバス借上料を措置してございます。

2款総務費では一般管理費で1,280万4,000円の追加。主なものといたしまして、平成29年度に予定してございます庁舎空調設備等の改修に向けた調査委託料として100万円を措置してございます。

次の16ページをお願いいたします。

防災対策費では66万2,000円の追加、主なものといたしまして、防災用移動棚設置工事請負費40万円を措置してございます。

交通安全対策費では87万2,000円の追加、チャイルドシート購入補助金で24万円、防犯灯設置補助金で20万円を措置してございます。

企画費では職員給与費で166万1,000円を追加してございます。

みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費では149万8,000円を追加、主なものといたしまして、さわやか上富田まちづくり給付金の返礼品として記念品代32万5,000円を措置してございます。

地積調査費では職員給与費379万2,000円を減額してございます。

次の18ページをお願いいたします。

税務総務費では職員給与費283万1,000円を追加、賦課徴収費では142万5,000円の追加、主なものといたしまして、システム改修業務委託料69万9,000円を措置してございます。

戸籍住民基本台帳費では職員給与費で100万8,000円を追加してございます。

次の20ページをお願いいたします。

選挙管理委員会費では3万2,000円を追加、統計調査総務費では職員給与費で649万円を追加、基幹統計調査費では9万9,000円を追加してございます。

次の22ページをお願いいたします。

3款民生費の社会福祉総務費では3,154万7,000円の追加、主なものといたしまして上富田福祉センターの隣接地の土地購入費として1,900万円を措置、また特別会計介護保険繰出金1,163万3,000円を措置してございます。

障害福祉費では4,084万7,000円の追加、主なものといたしまして、扶助費で身体障害者（児）更生・育成等医療給付費ほかで2,082万4,000円を措置してございます。

社会・児童福祉医療費では1,007万2,000円を追加、主なものといたしまし

て、扶助費で重度心身障害児（者）医療費ほかで794万6,000円を措置、また繰出金で特別会計国民健康保険事業と後期高齢者医療繰出金で合わせまして209万7,000円を措置してございます。

次の24ページをお願いいたします。

臨時福祉給付金等給付事業では6,332万6,000円を追加、主なものといたしまして、臨時福祉給付金で5,700万円、それに伴うシステム改修業務委託料で300万1,000円を措置してございます。

児童福祉総務費では279万円を追加、主なものといたしまして、過年度分保育対策総合支援事業費補助金ほか返還金で91万8,000円を措置してございます。

次、26ページをお願いいたします。

保育所運営費では712万円の減額となります。主なものといたしまして、職員給与等の減額、また備品購入費では保育用備品購入費ほかで42万3,000円を措置してございます。

児童措置費では11万5,000円を追加、子育て世帯臨時特例給付金給付事業では4,000円を追加してございます。

4款衛生費の保健衛生総務費では751万2,000円の減額、主なものといたしまして職員給与等の減額によるものでございます。

次、28ページをお願いいたします。

予防費では職員給与費で124万6,000円を追加してございます。環境衛生費では2万5,000円の追加、清掃総務費では61万6,000円を追加、上大中清掃施設組合の運営経費及び交付税算入分の負担金を措置してございます。

次の30ページをお願いいたします。

5款農林水産業費の農業委員会費では521万2,000円の減額、人事異動に伴う職員給与費の減額でございます。

農業総務費では810万4,000円の追加、主なものといたしまして、地域ため池総合整備事業負担金375万円を措置、また特別会計農業集落排水事業繰出金として307万円を措置してございます。

農業振興費では、担い手確保経営強化支援事業補助金として961万2,000円を措置してございます。林業総務費では6万9,000円を追加。

次の32ページをお願いいたします。

6款商工費の商工総務費では305万1,000円を追加、主なものといたしまして、婚活支援業務委託料150万円、それに伴う公告料として20万円等を措置してございます。

7款土木費の土木総務費では564万2,000円を追加、主なものといたしまして職員給与費等を措置してございます。

次の34ページをお願いいたします。

高速道路対策費では3万8,000円の追加、社会資本整備総合交付金事業費では17万5,000円を追加してございます。

次の36ページをお願いいたします。

河川総務費では61万円の追加、主なものといたしまして下排水路清掃に伴う自動車借上料30万円を措置してございます。

河川改良費では958万6,000円を追加、人事異動に伴う職員給与費等を追加してございます。

都市計画費では11万4,000円を追加、住宅管理費では200万円を追加、主なものといたしまして、次のページをお願いいたします。

38ページをお願いいたします。

各公営住宅修繕及び定住促進住宅公園修繕料合わせまして320万円を措置してございます。

公営住宅建設事業費では5万3,000円を追加、8款消防費の常備消防費では830万3,000円の減額、主なものといたしまして消防事務業務委託料873万2,000円を減額してございます。

非常備消防費では53万6,000円の追加、主なものといたしまして、消防団第3分団屯所の移設に係る基本設計委託料として50万円を措置してございます。

水防費では20万円を追加、気象警報発令に伴う特殊勤務手当を措置してございます。

9款教育費の事務局費では788万7,000円を追加、主なものといたしまして、40ページをお願いいたします。40ページ、41ページをお願いします。

広域入所認定子ども園運営負担金385万7,000円を措置してございます。

小学校費の学校管理費では77万5,000円の追加、主なものとして、備品購入費で教材備品購入費ほかで30万5,000円を措置してございます。

教育振興費では51万8,000円の追加、主なものといたしまして、扶助費で特別支援教育就学奨励費ほかで53万円を措置してございます。

次の42ページをお願いいたします。

中学校費の学校管理費では49万7,000円を追加、消耗品費となっております。

教育振興費では104万6,000円の減額、主なものといたしまして、オーストラリアへの海外研修交流事業の精算に伴う減額措置等を行ってございます。

社会教育総務費では898万9,000円を減額、人事異動に伴う職員給与費等の減

でございます。

次の44ページをお願いいたします。

生涯学習事業費では7万3,000円を追加、公民館運営費では586万8,000円を減額、給与費等の減額でございます。

児童館運営費では57万4,000円の追加、放課後児童対策費では65万2,000円を追加、あすなろ学童保育所の白アリ駆除等の修繕料を措置してございます。

文化会館運営費では56万4,000円の減額、主なものといたしまして、46、47ページをお願いいたします。

修繕料で、滑車取りかえ及び空調修繕ほかで109万4,000円を措置、またリース終了に伴い、照明調光卓借上料は178万3,000円を減額措置してございます。

保健体育総務費では921万5,000円の減額、主なものといたしまして、人事異動に伴う職員給与費の減、また地方創生推進交付金事業のスポーツサロンフロアマットにつきまして、当初ハード事業に区分し、建設工事請負費に含めて計上してございましたが、内閣府よりソフト事業として取り扱うのが適切との指示がございましたので、今回備品購入費に組み替えを行ってございます。

体育施設管理費では62万円の追加、修繕料で草刈り機修繕ほかを措置してございます。

48、49ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目直しをお願いいたします。

それでは、次に、歳入につきまして説明させていただきますので、8ページをお願いいたします。

8ページ、歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

14款国庫支出金の民生費国庫負担金では、主なものといたしまして、障害者自立支援給付費負担金で250万円、障害者医療費負担金で691万2,000円を措置してございます。

また、障害児施設措置費（給付費等）負担金で100万円を措置してございます。

教育費国庫負担金では、施設型給付費負担金137万1,000円を措置してございます。

総務費国庫補助金では、中間サーバー補助金で18万4,000円、地域少子化対策重点推進交付金で55万円を措置、民生費国庫補助金では、臨時福祉給付金給付事業費補助金で5,700万円、事務費補助金で619万2,000円を措置してございます。

15款県支出金の民生費県負担金では、主なものといたしまして、国民健康保険基盤安定負担金で185万7,000円、障害者医療負担金で345万6,000円等を措

置してございます。

また、障害児施設措置費（給付費等負担金）で50万円措置してございます。

次の10ページをお願いいたします。

教育費県負担金では施設型給付費負担金で68万5,000円を措置してございます。

民生費県補助金では、主なものといたしまして、重度心身障害児（者）医療費補助金で212万7,000円を措置、また子ども医療費補助金で181万円を措置してございます。

農林業費県補助金では、担い手確保・経営強化支援事業補助金で961万2,000円を措置、教育費県補助金では、施設型給付費県単補助金で68万5,000円を措置、紀の国緑育推進事業費補助金で1万7,000円を減額してございます。

総務費委託金では、統計調査委託金で10万1,000円を措置してございます。

次の12ページをお願いいたします。

16款財産収入の不動産売払収入では、普通財産売払収入で19万円を措置してございます。

17款寄付金の総務費寄付金では、さわやか上富田まちづくり給付金65万円を措置してございます。

18款繰入金の財政調整基金繰入金では、今回177万円を減額措置してございます。

19款繰越金の前年度繰越金では7,667万4,000円を措置してございます。

20款諸収入の雑入で学童保育所修繕工事負担金あすなろ学童保育所の修繕に係る保護者負担分となつてございますが32万6,000円となつてございます。

以上が、今回の補正内容でございます。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしくをお願いいたします。

私からは議案第108号から議案第110号についてご説明いたします。

議案第108号、平成28年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）。

平成28年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,732万8,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,475万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3款国庫支出金では、補正前の額から7万2,000円を減額し、4億8,530万5,000円と定めています。

4款療養給付費交付金では4,577万3,000円を追加、6款県支出金では補正前の額から11万4,000円を減額、9款繰入金では補正前の額から2,791万5,000円を減額、10款繰入金では補正前の額に4,965万5,000円を追加、11款諸収入では補正前の額に1,000円を追加、歳入合計では補正前の額に6,732万8,000円を追加し、23億5,475万2,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額から99万7,000円を減額し、4,367万3,000円と定めています。

2款保険給付費では、補正前の額に4,877万4,000円を追加、3款後期高齢者支援金と6款介護納付金、8款保険事業費につきましては、補正額はありませぬ。財源内訳の変更を行ってございます。

11款諸支出金では、補正前の額に1,955万1,000円を追加、歳出合計では、補正前の額に6,732万8,000円を追加し、23億5,475万2,000円と定めています。

5ページをお願いします。

5ページから7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどお願いいたします。

8ページ、9ページをお願いします。

2、歳入です。

3款国庫支出金、3目特定健康診査等負担金では7万2,000円を減額、特定健康診査等負担金、過年度特定健康診査等負担金をそれぞれ措置してございます。

4款療養給付費交付金、1目療養給付費交付金では4,577万3,000円を追加、過年度分療養給付費交付金を措置してございます。

6 款県支出金、2 目特定健康診査等負担金では1 1 万4, 0 0 0 円を減額、特定健康診査等負担金、過年度分特定健康診査等負担金をそれぞれ措置してございます。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金では1 5 6 万1, 0 0 0 円を追加、主なもので国民健康保険保険基盤安定繰入金保険税軽減分2 4 3 万7, 0 0 0 円を追加、職員給与費等繰入金で1 0 4 万7, 0 0 0 円を減額しています。

次の1 0 ページ、1 1 ページをお願いします。

1 目国民健康保険基盤安定繰入金では2, 9 4 7 万6, 0 0 0 円を減額、現年度分の繰越金を措置しましたので全額減額してございます。

1 0 款繰越金では、前年度繰越金4, 9 6 5 万5, 0 0 0 円を措置してございます。

1 1 款諸収入、5 目過年度分老人保健拠出金返還金では1, 0 0 0 円を追加措置してございます。

次の1 2 ページ、1 3 ページをお願いします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では1 4 万円を追加、主なもので人件費と国民健康保険システム保守委託料を措置してございます。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費では1 1 3 万7, 0 0 0 円を減額、職員の人件費を減額措置してございます。

2 款保険給付費、1 目一般被保険者療養給付費では4, 8 7 7 万4, 0 0 0 円を追加措置してございます。

次の1 4 ページ、1 5 ページをお願いします。

3 款後期高齢者支援金等、6 款介護納付金、8 款保健事業費につきましては、国民健康保険基盤安定負担金及び特定健康診査等事業費負担金の額が確定しましたので、財源内訳の変更を行ってございます。

1 1 款諸支出金、1 目返還金では、過年度分療養給付費負担金返還金1, 9 5 5 万1, 0 0 0 円を措置してございます。

次の1 6 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第1 0 9 号についてご説明いたします。

議案第1 0 9 号、平成2 8 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）。

平成2 8 年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,868万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,440万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成28年12月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款保険料では、補正前の額から2,555万5,000円を減額し、2億6,980万3,000円と定めています。

3款国庫支出金では、補正前の額に1,411万8,000円を追加、4款支払基金交付金では補正前の額に2,455万9,000円を追加、5款県支出金では補正前の額に1,174万4,000円を追加、7款繰入金では補正前の額に1,163万3,000円を追加、8款繰越金では補正前の額に1,256万8,000円を追加、10款町債では補正前の額に3,961万5,000円を追加、歳入合計では、補正前の額に8,868万2,000円を追加し、15億2,440万4,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に109万2,000円を追加し、3,892万6,000円と定めています。2款保険給付費では、補正前の額に8,864万1,000円を追加、3款公債費では補正前の額から150万円を減額、4款地域支援事業費では補正前の額から5万1,000円を減額、5款諸支出金では補正前の額に50万円を追加、歳出合計では、補正前の額に8,868万2,000円を追加し、15億2,440万4,000円と定めています。

4ページをお願いします。

第2表、地方債です。

起債の目的は、1、財政安定化基金貸付金でございます。

限度額は3,961万5,000円と定めています。

起債の方法は普通貸借でございます。

利率は無利子であります。

起債の方法、和歌山県介護保険財政安定化基金の貸付条件による。ただし、町財政の都合により償還期限を短縮し、または繰上償還することができるとなっております。

次のページをお願いします。

5 ページから 7 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

8 ページ、9 ページをお願いします。

2、歳入です。

1 款保険料、1 目第 1 号被保険者保険料では 2, 5 5 5 万 5, 0 0 0 円を減額、3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金では 1, 6 4 9 万 9, 0 0 0 円を追加、2 項国庫補助金では、合計で 2 3 8 万 1, 0 0 0 円を減額しています。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金では、合計で 2, 4 5 5 万 9, 0 0 0 円を追加しています。

次の 1 0 ページ、1 1 ページをお願いします。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金では 1, 1 8 1 万 4, 0 0 0 円を追加、1 項県補助金では、合計で 7 万円を減額してございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金では、合計で 1, 1 6 3 万 3, 0 0 0 円を追加しています。主なもので、1 目介護給付費繰入金で 1, 0 8 8 万 9, 0 0 0 円を措置してございます。

8 款繰越金では、前年度繰越金 1, 2 5 6 万 8, 0 0 0 円を措置してございます。

次の 1 2 ページ、1 3 ページをお願いします。

1 0 款町債、1 目財政安定化基金貸付金につきましては、歳入不足を補うため、県の財政安定化基金貸付金 3, 9 6 1 万 5, 0 0 0 円を措置しています。

1 4 ページ、1 5 ページをお願いします。

3 款歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では 1 0 1 万 2, 0 0 0 円を追加、主なもので人件費と介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料 7 2 万 9, 0 0 0 円を措置しています。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費では 8 万円を追加。

2 款保険給付費、1 目介護サービス等諸費では、次の 1 6 ページ、1 7 ページをお願いします。

合計で 7, 6 9 3 万 3, 0 0 0 円を追加しています。主なもので、1 4 ページ、1 5 ページに戻っていただき、1 目居宅介護サービス給付費では 2, 5 6 8 万円、1 6 ページ

ジ、17ページでは、2目施設介護サービス給付費で1,849万4,000円、6目地域密着型介護サービス給付費で2,665万2,000円を措置してございます。

2項介護予防サービス等諸費では、次の18ページ、19ページをお願いします。
合計で240万2,000円を追加しています。

3項その他諸費、1目審査支払手数料では5万9,000円を追加、4項高額介護サービス等費では、合計で808万8,000円を追加しています。

次の20ページ、21ページをお願いします。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費では115万9,000円を追加、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費では財源内訳の変更を行ってございます。

3款公債費、1目元金につきましては、平成27年度において財政安定化基金を借り入れ予定で、そのための償還金を平成28年度当初予算に計上していましたが、借り入れすることがありませんでしたので、その分の150万円を減額するものでございます。

4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費では、次の22ページ、23ページをお願いします。

合計で58万2,000円を追加、人件費を措置してございます。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目総務管理費、3目総合相談・権利擁護事業費につきましては、それぞれ人件費を措置してございます。

次の24ページ、25ページをお願いします。

4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では9万8,000円を追加しています。

5款諸支出金、2目保険料還付金では、過年度保険料還付金50万円を追加してございます。

次の26ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどをよろしくをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第110号についてご説明いたします。

議案第110号、平成28年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）。

平成28年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ291万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,772万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3款繰入金では、補正前の額に53万6,000円を追加し、1億7,646万8,000円と定めています。

4款繰越金では、補正前の額に207万7,000円を追加、5款諸収入では補正前の額に30万3,000円を追加、歳入合計では補正前の額に291万6,000円を追加し、2億7,722万1,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額に53万6,000円を追加し、1,118万円と定めています。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、補正前の額に207万7,000円を追加、3款保険事業費では補正前の額に26万6,000円を追加、5款諸支出金では補正前の額に3万7,000円を追加、歳出合計では、補正前の額に291万6,000円を追加し、2億7,772万1,000円と定めています。

5ページをお願いします。

5ページから7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

8ページ、9ページをお願いします。

2、歳入です。

3款繰入金、1目一般会計繰入金では53万6,000円を追加、人件費を繰り入れてございます。

4款繰越金では前年度繰越金207万7,000円を措置しています。

5款諸収入、1目雑入では30万3,000円を追加、人間ドック補助金、過年度保険料返納金を措置しています。

10ページ、11ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1目一般管理費では、53万6,000円を追加、人件費を措置しています。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金では 2 0 7 万 7, 0 0 0 円を追加、3 款保健事業費、1 目保健衛生普及費では 2 6 万 6, 0 0 0 円を追加、人間ドック補助金を措置してございます。

5 款諸支出金、1 目保険料還付金では 3 万 7, 0 0 0 円を追加、過年度保険料還付金を措置しています。

次の 1 2 ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本明生）

暫時休憩します。

午後 1 時 3 0 分まで休憩します。

休憩 午前 1 1 時 2 6 分

再開 午後 1 時 2 9 分

○議長（山本明生）

再開します。

引き続き提案理由の説明を求めます。

産業建設課企画員、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

よろしくお願いいたします。

私からは議案第 1 1 1 号をご説明させていただきます。

議案第 1 1 1 号、平成 2 8 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号）。

平成 2 8 年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2, 7 6 3 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 7, 0 4 1 万 8, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

3款諸収入、補正前の額に2,763万5,000円を追加し4億4,038万円、歳入合計では補正前の額に2,763万5,000円を追加し4億7,041万8,000円と定めてございます。

歳出でございます。

宅地造成費、補正前の額に2,763万5,000円を追加し1億1,899万円、歳出合計では補正前の額に2,763万5,000円を追加し4億7,041万8,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

6、7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款諸収入、1目宅地造成事業収入、補正前の額に2,763万5,000円を追加し4億3,681万9,000円、計としまして、補正前の額に2,763万5,000円を追加し4億4,038万円と定めてございます。

歳出でございます。

1款宅地造成費、1目宅地造成事業費、補正前の額に3,700万円を追加し8,734万2,000円、主なものとしましては、公有財産購入費で朝来峠の交番用地として1,452万円、カナセ工業用水ポンプ用地として1,400万円、生馬両新田企業用地内の建物補償費として700万円を措置してございます。

2目残土処理場事業費、補正前の額から936万5,000円を減額し3,164万8,000円、これにつきましては一般職級1名分の給与、職員手当等共済費を一般会計に組み入れたことによる減額となっております。計としまして、補正前の額に2,763万5,000円を追加し1億1,899万円と定めてございます。

8ページにつきましては、給与費明細書となっております。お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

私からは議案第112号についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第112号、平成28年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）。

平成28年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ88万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ922万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

3款諸収入で、補正前の額に88万8,000円を追加、921万8,000円と定めております。歳入合計では922万1,000円と定めております。

歳出では、1款総務費で、補正前の額に88万8,000円を追加、922万1,000円と定めております。

次の3ページから5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

3款諸収入、1目奨学事業貸付金元利収入で補正前の額に88万8,000円を追加して、921万6,000円と定めてございます。これにつきましては、2名の方の繰上償還によるものでございます。

3、歳出では、1款総務費、1目一般管理費で88万8,000円を追加しております。主なものとしましては、21節貸付金112万8,000円の減額と25節積立金201万6,000円の追加となっております。貸し付けにつきましては、当初予算で見込んでいたものに満たない申請であったため差額の剰余金を減額、積立金につきましては繰上償還により増加した元利収入と貸付金の減額によるものを合わせて基金に積み立てるものでございます。

以上、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

上下水道課長、三栖君。

○上下水道課長（三栖啓功）

よろしく申し上げます。

私からは議案第113号から議案第115号までご説明申し上げます。

議案第113号、平成28年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）。

平成28年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ307万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,698万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

繰入金、補正前の額に307万円を追加し、歳入合計としまして1億9,698万4,000円と定めています。

歳出でございます。

1款農業集落排水事業、補正前の額に307万円を追加し、歳出合計としましては1億9,698万4,000円と定めております。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の3ページ、4ページ、5ページにつきましては、お目通しをお願いします。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

2、歳入、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金でございます。補正前の額に307万円を追加し、計としましては1億3,648万6,000円と定めております。

3歳出、1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費、1目総務費でございます。補正前の額に9万円追加しております。これは、職員1名分の補正でございます。

2目施設維持管理費、補正前の額に298万円を追加してございます。主なものとしては、町内5施設の維持管理費の修繕費でございます。市ノ瀬南岸地区、生馬地区、岩田、岡地区でございます。計としまして、補正前の額に307万円を追加し7,921万1,000円と定めております。

8ページをお願いします。

8ページの給与費明細書につきましては、お目通しをお願いします。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第114号についてご説明申し上げます。

議案第114号、平成28年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第3号）。

平成28年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ23万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,842万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入でございます。

6款繰入金としまして、23万6,000円を減額しております。歳入合計としましては、補正前の額に23万6,000円を減額し3億6,842万5,000円と定めております。

歳出でございます。

1款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費でございます。補正前の額に23万6,000円を減額し、歳出合計としまして3億6,842万5,000円と定めております。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、3ページ、4ページ、5ページにつきましては、お目通しをお願いします。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

2、歳入、6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額に23万6,000円を減額し、計としまして23万6,000円を減額し1億2,161万8,000円と定めております。

歳出でございます。

1款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、1目公共下水道事業費の補正前の額に86万3,000円を減額しております。主なものとしては、人事異動に伴う給料の

減額でございます。

2目施設維持管理費でございます。補正前の額に62万7,000円を追加し、計としまして2億4,830万7,000円と定めております。主なものとしましては、浄化センターの維持管理修繕費といたしまして、中継ポンプ等の交換費の費用でございます。

8ページをお願いします。

給与明細につきましては、お目通しをお願いします。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第115号についてご説明申し上げます。

議案第115号、平成28年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、平成28年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入および支出。

第2条、平成28年度上富田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

1款水道事業収益、既決予定額に167万9,000円を減額しております。

第1項営業収益、既決予定額に820万8,000円を減額しております。

第2項営業外収益、既決予定額に389万2,000円を追加しております。

第3項特別利益、既決予定額に263万7,000円を追加しております。

支出。

第1款水道事業費用、既決予定額に431万円を追加しております。

第1項営業費用、既決予定額に830万2,000円を追加しております。

第2項営業外費用、既決予定額に173万2,000円を減額しております。

第3項特別損失、既決予定額に226万円を減額して定めております。

次のページをお願いします。

資本的収入および支出。

第3条、予算第4条本項括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,427万8,000円は、損益勘定留保資金2億2,291万2,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,136万6,000円で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第2款資本的収入、既決予定額に214万7,000円を減額し、第1項工事請負金

として既決予定額に440万6,000円を減額、第4項固定資産売却代金として既決予定額に225万9,000円を追加と定めております。

支出。

第2款資本的支出、既決予定額に96万3,000円を追加、第2項企業債償還金として既決予定額に96万3,000円を追加と定めております。

次のページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のように改める。

職員給与費、既決予定額に805万7,000円を追加と定めております。合計としましては5,233万8,000円でございます。

平成28年12月6日提出、上富田町長小出隆道。

4ページをお願いします。

4ページの予算に関する説明書は、目次となっております。

5ページをお願いします。

平成28年度上富田町水道事業会計補正予算実施計画明細書。

1、収益的収入及び支出、収入でございます。

1款水道事業収益、既定額に167万9,000円を減額し、計としまして5億3,328万9,000円。

1項営業収益、給水収益でございます。既定額に820万8,000円を減額しております。水道料金でございます。

2項営業外収益、3目雑収益としまして、既定額に111万5,600円を減額しております。

資本的繰入収益、既定額に504万8,000円を追加しております。

3項特別収益、1目固定資産売却益、既定額に263万7,000円を追加しております。これは土地の売却収益でございます。

6ページをお願いします。

支出でございます。

1款水道事業費用、既定額に431万円を追加、計としまして4億7,009万7,000円。

1項営業費用としましては、人事異動、昇格等7名分でございます。

1目原水及び上水費、配水及び給水費、3目業務費、総係費でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費でございます。既定額に173万

2, 000円を減額しております。

3項特別損失、1目固定資産売却損としまして、既定額に226万円を減額しております。

8ページをお願いします。

2、資本的収入及び支出、収入でございます。

1款資本的収入、既定額に214万7,000円を減額し、2億2,623万9,000円としております。

1項工事請負費としまして404万6,000円を減額しております。

4項固定資産売却代金、既定額に225万9,000円を加入しております。これにつきましては、土地の売却代金でございます。

支出。

2款資本的支出、既定額に96万3,000円を追加し、4億7,051万7,000円としております。

2項企業債償還金、企業債償還金としましては、既定額に96万3,000円を定めております。

次のページをお願いします。

平成28年度上富田町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これにつきましては、業務活動、投資活動、財務活動の3つに区分けして表示しております。合計金額で説明させていただきます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー、一番下でございます。業務活動によるキャッシュ・フロー合計でございます。1億7,162万4,317円でございます。

10ページをお願いします。

投資活動によるキャッシュ・フロー。投資活動によるキャッシュ・フロー合計でございます。マイナス2億2,753万9,000円でございます。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。財務活動によるキャッシュ・フローの合計でございます。1,257万5,934円でございます。

資金増加額（又は減少額）でございます。マイナス4,333万8,749円、資金期首残額4億6,559万314円でございます。

資金期末残額4億2,225万1,565円を予定しております。

給与明細書の11ページ、12ページにつきましては、お目通しをお願いします。

13ページをお願いします。

平成28年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。これにつきましても合計金額で説明させていただきます。

資産の部、1、固定資産。固定資産合計でございます。31億4,576万3,565円でございます。

2、流動資産としまして、流動資産合計4億7,481万8,397円。

資産合計としましては、36億2,058万1,962円でございます。

14ページをお願いします。

負債の部、3、固定負債。固定負債合計でございます。10億2,734万3,731円。

4、流動負債でございます。流動負債合計1億9,581万931円。

5、繰延収益でございます。繰延収益合計でございます。9億1,997万2,259円。

負債合計でございます。21億4,312万6,921円でございます。

資本の部、6、資本金。8億20万6,271円でございます。

剰余金、合計でございます。3億1,309万4,410円でございます。

利益剰余金でございます。利益剰余金合計6億7,724万8,770円、資本合計としまして14億7,745万5,041円でございます。

負債資本合計としましては、36億2,058万1,962円と予定しております。

以上が、今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

教育委員会生涯学習課長、新堀君。

○教育委員会生涯学習課長（新堀浩士）

私からは議案第116号についてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第116号、物品購入変更契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり物品購入変更契約締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得物品、平成27年度繰越、スポーツサロン整備事業、スポーツサロン備品、トレッドミル外51種、平成28年度スポーツサロン整備事業、スポーツサロン備品、フロアマット等。

2、契約金額、変更前、一金3,450万1,349円、変更後、一金4,012万4,239円。

3、契約の相手方、兵庫県西宮市二見町2-18-201、株式会社プロフェッショナルトレーナーズチーム、代表取締役西岡宗徳。

平成28年12月6日提出、上富田町長小出隆道。

本件、物品購入変更契約については、上富田スポーツセンター内に建設するスポーツサロンの整備に伴い必要となるフロアマット及び柱に取りつけるクッション材を追加購入しようとするものでございます。

次のページに、参考資料といたしまして仮契約書の写しを添付してございます。この仮契約書の2項において、議会の議決を得たときに本契約が成立するものと定めてございます。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

私からは議案第117号、議案第118号についてご説明申し上げます。

議案第117号、物品購入契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり物品を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得物品、平成28年度、学校給食施設整備事業、学校給食センター備品（給食配送車）、2トン保冷車、2台。

2、契約金額、一金992万2,480円。

3、契約の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字里田1407番地の4、和歌山日野自動車株式会社田辺支店、支店長田中勝則。

平成28年12月6日提出、上富田町長小出隆道。

本物品の購入契約の締結につきましては、給食センターから各校に給食を届け、また、回収を行う給食配送車、2トン保冷車2台を購入するもので、発注から納車まで約1年を要することから、今回、田辺・西牟婁にございますトラックを扱うディーラー4社、和歌山日野自動車株式会社田辺支店、日産プリンス和歌山販売株式会社田辺南店、和歌山三菱ふそう自動車販売株式会社、和歌山トヨタ自動車株式会社田辺店に入札依頼を行いました。11月22日に入札を行い、結果、和歌山日野自動車株式会社田辺支店が2トン保冷車2台で992万2,480円の応価格で落札し、平成29年12月28日までに納車を行うこととして仮契約を交わしてございます。

次のページに、参考資料として物品購入仮契約書の写しを添付しており、契約最終条項第11条で、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、上富田町議会の議決を得たときに本契約が成立するものとしてございます。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第118号です。

議案第118号、土地取得について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得物件、西牟婁郡上富田町朝来字飛曾川3871番16、保安林他3筆6、260平米です。別紙内訳書のとおりとなります。

2、取得価格、一金6,500万円。別紙内訳書のとおりとなっております。

3、目的、上富田町学校給食センター用地として。

4、契約の相手方、和歌山県田辺市古尾19番1号、株式会社目良組、代表取締役目良美良氏でございます。

次のページをお願いいたします。

上富田町学校給食センター用地取得内訳書になります。

取得用地は4筆ございます。

地番は、上富田町朝来字飛曾川3871番16、地目は保安林、地積は2,428平米です。

同じく3871番17、公衆用道路、540平米です。

同じく3871番18、公衆用道路、102平米です。

生馬字松尾316番71、山林で3,190平米、合計面積で6,260平米で、金額は6,500万円で購入という形になります。

契約の相手方は、和歌山県田辺市古尾19番1号、株式会社目良組、代表取締役目良美良氏でございます。

参考資料として、土地売買仮契約書の写しを添付してございます。

土地の引き渡しの期間を平成29年3月31日までとし、代金の支払いは開発行為並びに所有権移転登記が完了したとき、請求により支払うこととしてございます。

また、代金の支払いが未完了の場合でも、町が発注する工事について行うことができることを明記しており、契約最終条項第13条で、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、上富田町議会の議決を得たときに本契約が成立するものとしてございま

す。

何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本明生）

産業建設課企画員、川口君。

○産業建設課企画員（川口孝志）

よろしくお願いいたします。

私からは議案第119号についてご説明申し上げます。

議案第119号、町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙町道の路線を認定する。

記。

別紙のとおり。

平成28年12月6日提出、上富田町長小出隆道。

お手元の参考資料によりまして、路線番号、路線名等でご説明いたします。

1枚おめくりをお願いいたします。

認定路線調書でございます。

路線番号2137、路線名はるかぜ線につきましては、はるかぜ保育所への進入路で、延長が126.5メートルとなっております。

路線番号2138、路線名はるかぜ支線につきましては、さきのはるかぜ線の支線道路で、延長が27.3メートルとなっております。

路線番号2139、路線名中島方鹿支線につきましては、町道中島方鹿線の支線道路で、延長が67.5メートルとなっております。3路線合計で、延長221.3メートルとなっております。

なお、認定路線調書の次に認定路線位置図を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本明生）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

△延 会

○議長（山本明生）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本明生)

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、12月9日金曜日午前9時30分にご参集願います。

延会 午後2時02分